

○総務省告示第七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、情報の開示に関する事項を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

（最終改正 令和三年二月一日 総務省告示第十九号）
平成二十八年三月二十九日

総務大臣 山本 早苗

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（開示される情報）

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一 接続協議等に関する情報

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務のカバーエリア

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第五号において同じ。）の提供に用いられる、役務利用管理システム（施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。）に関する情報

四 ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報

五 当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報

六 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。）第四条第一項の表に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報

七 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報

八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式（接続料規則第二条第二項第三号に規定する実績原価方式をいう。）を用いて算定される接続料について、原価（接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この条において同じ。）に利潤（接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この条において同じ。）を加えたものに対する原価の比率に関する情報

九 前号の原価、利潤及び接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式を用いて算定される接続料の算定に用いる需要（接続料規則第十一条第二項に規定する需要をいう。以下この条において同じ。）の対前年度比に関する情報

十 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の将来原価方式（接続料規則第二条第二項第四号に規定する将来原価方式をいう。）を用いて算定される接続料について、第二種指定設備管理運営費（接続料規則第二条第二項第二号に規定する第二種指定設備管理運営費をいう。）、対象設備等の正味固定資産価額（接続料規則第八条第二項の対象設備等の正味固定資産価額をいう。）、及び需要に係る予測（過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。）に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）に関する情報

十一 接続料規則第十七条第四項の規定により精算を行う予測接続料（接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下この号において同じ。）及び精算接続料（接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下この号において同じ。）について、当該精算接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する当該予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報

（開示の方法）

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

- 一 情報の開示は無償でこれを行うものとする。
- 二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号及び第七号から第十一号までに掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。
- 三 情報の更新周期は極力短期間とし、情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。
- 四 前条第九号の需要の対前年度比については、毎事業年度経過後六月以内に前事業年度の通信量等の実績に基づき情報の更新を行うものとする。

附 則（令和二年一月二七日総務省告示第十一号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。